



化学物質管理強調月間の実施要綱等について (店社・現場での対応について)

スローガン：正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

東京労働局 労働基準部
健康課 長澤英次

<平成30年の労働者死傷病報告のうち、事故の型が「有害物等との接触」であり、その起因物が「化学物質」であるものを、原因物質別、障害内容別に集計したものと>

	件数	割合	障害内容別の件数		
			吸入・経口による 中毒、障害	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質 (特別則)	77	18.5%	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特定化学物質	47	11.3%	19	12	24
有機溶剤	28	6.7%	17	6	10
鉛	2	0.5%	2	0	0
四アルキル鉛	0	0%	0	0	0
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114	27.4%	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63	15.1%	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162	38.9%	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416		68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

ここに掲載されているのは休業4日以上災害であり不休～休業3日の災害は含まれていない。

眼障害＋皮膚障害で全体の85%を占める。特別則以外のものでの発生が8割を超える。

化学物質政省令改正の背景

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。 ⇒ リスクアセスメント対象物の拡大

政省令改正前・・・

- ・有機溶剤・特定化学物質等について個別物質について具体的規制。
- ・リスクアセスメント対象物(674物質)についてはリスク低減措置について努力義務で規定。(法57条の3)

政省令改正後・・・リスク低減措置を義務とした。

国がばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する。・・・「自律的な管理」



「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書
(令和3年7月19日)

用語が色々出てきますので、ここで整理します。

・ **リスクアセスメント**対象物 ・ **ラベル**表示

・ **SDS**交付等による通知（通知対象物 ・ SDS対象物）



全部同じです

・ **リスクアセスメント** (化学物質) . . . 化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度(危なさの度合い)を見積もり、リスクの低減対策を検討すること。

・ **ラベル表示** . . . 容器に貼ったラベルによって、化学物質の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達します。

・ **SDS** . . . 安全データシートのこと、譲渡提供時に製品と共に提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法を伝達します。

・ **リスク** . . . 負傷や疾病の「発生確率」と「ひどさ」の度合いを組み合わせたもの(「危なさの度合い」)。

・ **リスク低減措置** . . . リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置。

・ **特別則** ・ **特別規則**(特化則等) ・ 特化則、有機則、鉛則、粉じん則の総称

リスクアセスメント対象物の段階的な追加について

最終的に国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質をリスクアセスメント対象物としている。

R6.3.31まで	R4.2.24改正 (R6.4.1 施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R7.4.1 施行)	R5.8.30改正 (政令) R5.9.29改正 (省令) (R8.4.1 施行)	R6.11.7 パブリックコメント R9年施行?
674物質	+234物質	+約640物質(法令名称) (CASベースで約700物質)	+約780物質 (法令名称) (CASベースで約850物質)	+153物質(予定)



急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1のもの

左記以外の健康有害性区分で区分1のもの

健康有害性のカテゴリで区分2以下又は**物理化学的危険性**の区分に分類されたもの

R6年3月末までのGHS分類を踏まえて追加

R3年3月末までのGHS分類を踏まえて追加

物質リスト：労働安全衛生総合研究所HP ケミサポ参照

絵表示について



GHS絵表示・危険性・有害性の種類・区分のうちいずれかに該当するものについて

9種類の絵表示で注意喚起している。

絵表示データ

危険性・有害性の種類・・・健康有害性10種類、物理化学的危険性17種類、環境有害性2種類

区分・・・危険性・有害性の種類により様々（例として急性毒性は区分1から区分4までである）

分野	化学物質政省令改正主要項目	関係条文
化学物質管理体制の見直し	①ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質拡大	安衛令別表第9
	②リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務（ばく露の程度の低減等）	安衛則577条の2
	③皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	安衛則594条の2・3
	④衛生委員会の付議事項（自律的管理の実施状況の調査審議）	安衛則22条
	⑤がん等の把握強化（1年以内に2人以上同種がん罹患時の措置）	安衛則97条の2
	⑥リスクアセスメント結果等の記録	安衛則34条の2の8
	⑦労働災害発生事業場等への指示	安衛則34条の2の10
	⑧リスクアセスメント対象物健康診断・濃度基準値超え時の健康診断	安衛則577条の2
確立実施体制の	⑨化学物質管理者の選任	安衛則12条の5
	⑩保護具着用管理責任者の選任	安衛則12条の6
	⑪雇い入れ時教育（取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育）	安衛則35条
情報伝達の強化	⑫SDS通知方法の柔軟化（HPや2次元コードの活用）	安衛則34条の2の5
	⑬「人体に及ぼす作用」の確認・更新（5年以内ごとに変更要否確認他）	安衛則34条の2の5
	⑭SDS通知事項の追加等（用途・使用上の注意・重量%表示ほか）	安衛則34条の2の4他
	⑮別容器等での保管時の措置（ラベル表示や文書交付により伝達）	安衛則33条の2
その他	⑯管理水準良好事業場の特別規則適用除外（局長の認定による）	特化則・有機則 鉛則・粉じん則
	⑰作業環境測定結果が第三管理区分事業場の措置強化	
	⑱特殊健康診断の実施頻度の緩和（作業環境測定等の結果による）	特化則・有機則・鉛則 四アルキル則

今までは・・・

パ：この塗料の成分は何ですか？

事：(塗料容器の表示やSDSから確認)



健康有害性



感嘆符



腐食性

絵表示は9種類
あります。

SDS対象物を含有していますが**有機溶剤は含有していません。**

パ：取扱い上の留意点は何ですか？

事：健康有害性や腐食性がありますので
保護眼鏡や手袋を着用しています。

パ：確実に着用して作業してください。

有機溶剤を含有している場合

事：**有機溶剤の成分が入っています**

パ：作業主任者の選任や換気は？

健康診断の状況は？・・・続く・・・
(有機則に基づく確認)

これからは・・・

パ：SDS対象物が入っていますか？

事：対象の〇〇が含有と記載されています。

パ：**化学物質管理者**は選任されていますか？

事：会社で選任しています。

パ：**リスクアセスメント**の結果は？

事：クリエイトシンプルで行っています。

パ：**リスク低減対策**はどうしています？

事：最終的に保護具で対応します。

パ：**保護具着用管理責任者**は？

事：会社で選任しています。

パ：**防毒マスク**の吸収缶の管理は？

事：想定される濃度で時間管理しています。

パ：管理記録はありますか？

パ：**保護手袋**の管理は・・・続く・・・

化学物質管理で押さえておきたいポイント

1 リスクアセスメント対象物を使用(製造・取り扱い)しているのか？

2 化学物質管理者を選任しているか？（則12条の5）

3 化学物質のリスクアセスメントを実施しているか？（法57条の3）

4 リスクアセスメント結果に基づき、ばく露低減措置を講じているか？
（則577条の2）1項

5 リスクアセスメントの結果、保護具によりリスク低減を図ることとしている場合
保護具着用管理責任者を選任しているか？（則12条の6）

6 濃度基準値が定められている物質を使用しているか？

濃度基準値以下とする
（則577条の2 2項）

7 がん原性物質を使用しているか？

健診個人票・ばく露状況記録 30年保存
（則577条の2 5項・11項）

8 皮膚等障害化学物質を使用しているか？

保護具を使用させる
（則594条の2）

リスクアセスメントについて

①危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)(労働安全衛生法第28条の2)

災害防止の切り札として平成17年の法改正で登場

②化学物質のリスクアセスメント(労働安全衛生法第57条の3)

通知対象物について事業場が行うべき調査として新設 (①から枝分れ)

①平成17年10月法改正 平成18年4月から施行

背景・・重大災害が多発 労働災害防止について後追い対策から先取対策へ

内容・・工業的業種を対象 (下記②の化学物質以外の化学物質は全業種対象) に努力義務

②平成26年6月法改正 平成28年6月から施行

背景・・化学物質の災害 (胆管がん等)

内容・・**全業種**を対象に**義務** リスク低減対策は**努力義務**

①



①危険性又は有害性等の調査等に関する指針リーフレット

②



②化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針リーフレット

令和4年に化学物質関係の政省令が改正され、職場の化学物質規制が大きく変わっています。この改正は段階的に施行され令和6年までにほぼ全ての項目で施行されました。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、今回の改正点を含めて、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としています。期間は2月1日から2月28日までとなります。

本年度のスローガン： 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

化学物質管理強調月間実施要綱

- ① 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート（以下「SDS」という）等による危険有害性等の確認
- ② 特定化学物質障害予防規則等の特別規制、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ④ 化学物質管理者の選任状況の確認
- ⑤ 日常の化学物質管理の総点検
- ⑥ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ⑦ スローガン等の掲示
- ⑧ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑨ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

① 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート（SDS）等による危険有害性等の確認

(1) 現場で化学物質を使用しているのか？

いつ・どこで・だれが・何を・どのくらい

⇒ 一覧表にして管理すると良い

建設工事現場では毎日状況を確認する必要がある。

地下1階で防水工事業者Aが溶剤Bを1日200ml使用 など

(2) 「どこで」・「何を」・「どのくらい」が重要

「どこで」・・・狭い空間で使用する場合や換気が不十分な場合 要注意

「何を」・・・リスクアセスメント対象物かどうか？

「どのくらい」・・・使用量 リスクアセスメントに関連

(3) リスクアセスメント対象物に該当するか確認する手段として

ラベル表示・SDS・インターネット検索（[ナイトクリップ等](#)）を活用

建設現場で使用している化学物質管理について

建設現場では各工程ごとに様々な化学物質を含有している材料や薬剤が使用されています。

工事種別	主な材料
杭工事	<u>セメント</u> ・安定液
土・山留工事	地盤改良材・グラウト材・止水材・水質調整材
鉄筋・鉄骨工事	防錆剤・耐火被覆材
型枠工事	剥離剤
左官工事	<u>セメント</u> ・吸水防止材・接着増強材・補修材
塗装工事	有機溶剤系塗料・水系塗料・剥離剤
防水工事	アスファルト防水材・シート防水材・接着剤
防水工事(目地)	弾性シーリング材・油性コーキング材
内外装材	接着材・塗床剤・発泡ウレタン

令和8年4月1日
施行分から物理
化学危険性区分
に分類された化
学物質が追加さ
れる。

- ・高圧ガス
- ・可燃性ガス等

令和9年分には
漂白用途に多く
使用されてい
る・次亜塩素酸
ナトリウムを追
加予定

令和5年8月30日付けで、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第108号）において、ポルトランドセメントについてはラベル・SDS対象物質から除外されている。

⇒ 粉じん対策・アルカリ薬傷対策は引き続き必要です。

化学物質情報の検索サイト等について

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 HPにNITE-CHRIPというサイトがあります。ワンストップで化学物質管理ができるデータベースであり、化学物質に関する国内外の法規制情報、有害性情報等を検索できます。CAS番号、名称、分子式のどれかで検索が可能です。

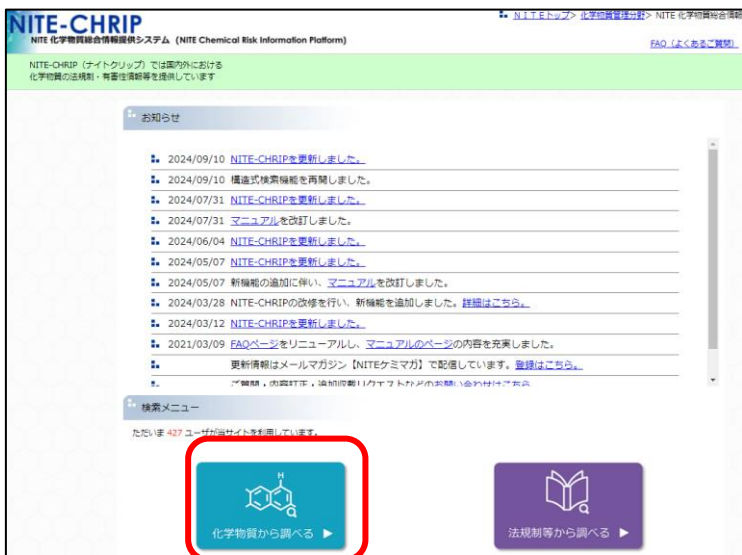
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/srhInput

Yahoo!・Google等の検索サイトを使用する場合

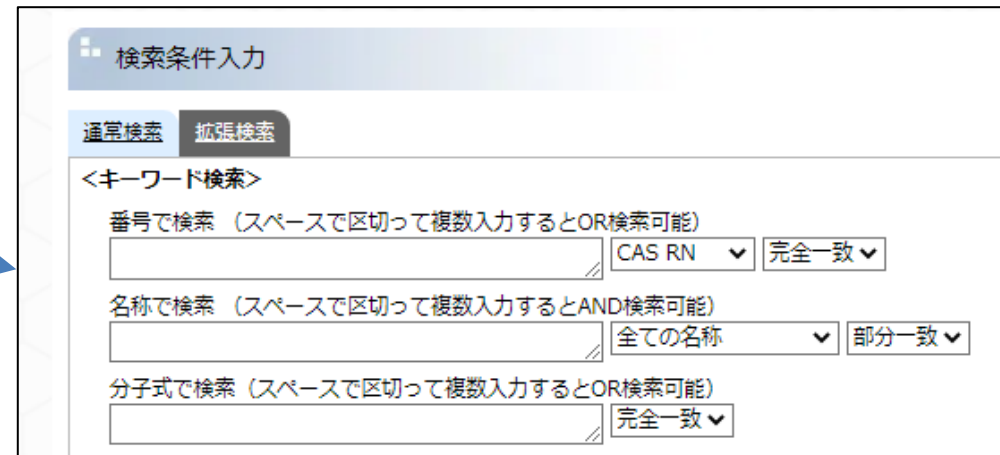
NITE-CHRIP



ナイトクリップ検索 検索



化学物質から調べる



② 特別規制、石綿障害予防規則の遵守の徹底

SDSに対象となる特別規則が記載されている場合にはその規則に基づく対策について確認する。

③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

- 1 ラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
- 2 リスクアセスメントの実施とリスク低減対策の実施、保護具の確実な使用
- 3 ラベルやSDSの内容、リスクアセスメントの結果に関する教育
- 4 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いない
- 5 皮膚接触や眼の薬傷、皮膚吸収防止のための保護具の適正な使用
- 6 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- 7 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- 8 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

④ 化学物質管理者の選任状況の確認

安衛則12条の5

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等**事業場**ごとに化学物質管理者を選任
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能、事業場内の労働者から選任することが原則

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(3) 職務（安全衛生規則第12条の5に規定）

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施とばく露防止措置の管理、自律的な管理に関わる各種記録作成保存と労働者への周知教育ほか（譲渡提供事業場はSDS交付、労働者への周知教育）

(4) 資格要件

リスクアセスメント対象物の製造事業場	・ 専門的講習※1の修了者 ・ 同等以上の能力を有する者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (準ずる講習※2の受講を推奨)

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	30分
	化学物質の危険有害性	2時間半
	関係法令	1時間
	化学物質の危険性または有害性の調査	3時間
	化学物質の危険性または有害性の調査の結果に基づく措置	2時間
実習	化学物質の危険性または有害性の調査とその結果に基づく措置	3時間

労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）
化学物質管理専門家の要件該当者

※1 専門的講習：令和4年9月7日 化学物質管理者講習告示・・学科9時間 実技3時間

※2 化学物質管理者講習に準ずる講習：令和4年9月7日基発0907第1号 令和5年7月14日基発0714第8号 学科6時間

⑤ 日常の化学物質管理の総点検

点検表等を用いて点検を行うと良い 次ページの点検項目のほか

- ・ 保護具の管理（使用時間管理）
- ・ 作業手順の遵守
- ・ 保管状況なども確認

⑥ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

法的には規定されていないが、化学物質管理者の職務の遂行のためには現場を良く確認することが不可欠。

⑦ スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・ 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・ 危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・ 目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・ 化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

⑧ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した 実地訓練等の実施

⑨ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲 示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

⑤関連 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

下記1から順番に、解説やリンク先の情報等を参照に事業場の状況を確認しましょう。

1 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

【解説】

化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。令和6年4月1日時点のRA対象物は2次元コード①からリストをダウンロードできます。また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については2次元コード②から確認することができます。

2 化学物質管理者を選任していますか。

【解説】

令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、2次元コード③のQA No.2-1-1から2-1-10をご確認ください。

3 リスクアセスメント（RA）を実施していますか。

【解説】

リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。2次元コード④のQA Q1-1,1-2も参照してください。

4 リスクアセスメント（RA）の結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

【解説】

法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。2次元コード④のQA Q12-1,12-2も参照してください。

5 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

【解説】

化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知し、労働者に教育や周知を行う必要があります。2次元コード⑤のQA Q15-1,15-2も参照してください。

6 リスクアセスメントの結果、リスク低減措置として保護具を使用する場合、保護具着用管理責任者を選任していますか。

【解説】

令和6年4月1日からリスクアセスメントの結果、リスク低減措置として保護具を使用する場合、保護具着用管理責任者の選任が必要となります。主な職務としては、保護具の適正な選択、適正な使用、保守管理となっています。選任については、2次元コード③のQA No.2-2-1から2-2-3をご確認ください。

① RA対象物質



② R7・R8追加分



③ 新たな規制QA



④ RA関係 QA



⑤ SDS関係 QA



よくある質問 建設現場の化学物質管理者・保護具着用管理責任者について

問 化学物質管理者の選任はどの会社・単位で行うべきか？（元請・下請）（店社・現場）

答 **元請事業場について**

自らリスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡・提供しない場合は法的には選任義務はありません。ただし、元請が協力業者にセメント、生コン等を譲渡・提供するようなケースでは、元請にも化学物質管理者を選任し、協力業者に対して危険有害性に関する情報を提供することが必要となります。

下請事業場について

化学物質管理者は店社等の事業場単位で選任することが義務付けられています。したがって下請事業場において出張先の建設現場ごとに化学物質管理者の選任を求める趣旨ではありません。

問 建設業において保護具着用管理責任者はどのように選任すればよいのか？

答 保護具着用管理責任者は、業種や規模にかかわらず、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときに、事業場で選任しなければならないものであり、適切に職務が行える範囲で選任・配置する必要があります。現場作業所ごとに選任することまで求められていませんが、元請、下請にかかわらず所属する労働者に、リスクアセスメントに基づき保護具を使用させる場合において、各々の事業者が事業場において保護具着用管理責任者を選任する必要があります。

化学物質管理者関係通達
令和4年9月7日 基発0907第1号

関連告示 令和4年
厚生労働省告示第274号
厚生労働省告示第275号
厚生労働省告示第276号



厚生労働省HP内 通達・告示参照

保護具着用管理責任者
令和4年12月26日 基安化発1226第1号



ラベルから何かわかるのか？・・・ラベルでアクション

ラベルでアクション

運動実施中

化学物質を取り扱う事業主様へ



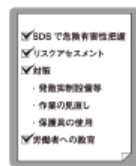
GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



製品が来る

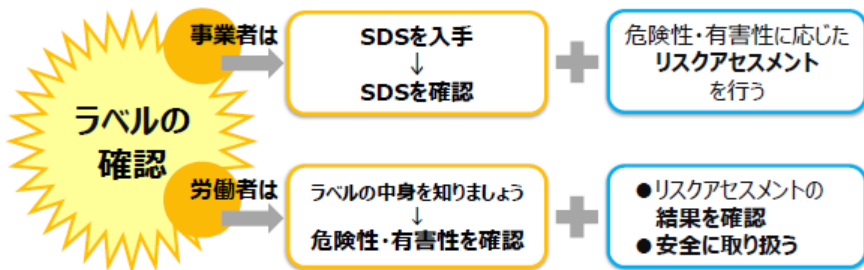


ラベルを見る



今すぐ安全対策

ラベルを確認して行動することで、事故を防ぐことができます。



事業者は、リスクアセスメントを行いましょう。



GHS対応ラベルの記載項目

○○○○○○○○
成分：○○○,××,△△

NET Wt. 15kg

危険

- ・引火性液体および蒸気
- ・皮膚刺激
- ・飲み込むと有害
- ・重篤な眼の損傷
- ・中枢神経系、腎臓の障害のおそれ

注意書き
【安全対策】

- ・熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・容器を接地しアースを取ること。
- ・防爆型の電気、換気、照明機器を使用すること。
- ・火花を発生させない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に飲食または喫煙をしないこと。

【応急措置】

- ・皮膚（または髪）に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水で洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。
- ・火災の場合、消火するために○○○を使用すること。
- ・飲みこんだ場合、気分が悪い時は医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

- ・施錠して保管すること。
- ・涼しく換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託する。

製品特定名
製品の名称や物質の化学品特定名が記載されています。

①注意喚起語
危険性・有害性の程度を知らせる語句で、「危険」と「警告」の2種類あり、より重大な方が「危険」になります。

②絵表示
危険性・有害性を絵で表しています。黒いシンボルを赤い枠で囲んでいます。



③危険性・有害性情報
製品の全ての危険性・有害性が記載されています。

注意書き
危険性・有害性から身を守るための情報が記載されています。



供給者の特定
化学品の製造業者又は供給者の名前、住所及び電話番号が記載されています。

日本GHS株式会社
東京都千代田区豊ヶ関1-2-3 電話：03-0000-0000

厚生労働省 **ラベル絵表示確認カード**

絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
 (爆発の爆発)	爆発物:大量爆発危険性 爆発物:火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、避避すること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
 (ガスボンベ)	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス:凍傷又は 傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。

 (腐食性)	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	 (どくる)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると生命に危険あるいは有毒
 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、医師の診察を受けること。

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
健康有害性	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
		オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせること。
環境有害性	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。



ラベル絵表示確認カード

ラベルでアクション!

リスクアセスメント対象物へのばく露の程度の低減等

労働安全衛生規則第577条の2 1項

2023(R5).4.1施行

(ばく露の程度の低減等)

第577条の2 事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等※に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

※過去にリスクアセスメントを実施していれば、その結果に基づき、ばく露低減措置を講じてください。
過去に実施していなければ、それ以外の情報に基づきばく露低減措置を実施。
(結果等の「等」にはクリエイト・シンプルな結果などを含みます。)

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

(改正省令施行通達 R4.5.31 基発0531第9号)

本規定における「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、**化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針**

(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)

(改正 令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号) に従って実施すること。
ただし、事業者は、化学物質のばく露を最低限に抑制する必要があることから、同項のリスクアセスメント実施時期に該当しない場合であっても、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果に応じた適当な頻度で、測定等を実施することが望ましいこと。

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

従来：事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を**備え付け**なければならない。(則594条)

① 健康障害を起こすおそれの**あることが明らか**な物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者(則594条の2) ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を使用させる(義務)

② 健康障害を起こすおそれが**ない**ことが明らかなもの**以外**の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者(①の労働者を除く) (則594条の3)

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等適切な保護具を使用させるよう努める(努力義務)

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか (①)		努力義務 → 義務
ないことが明らかでない (②)		努力義務
ないことが明らか		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)

保護具着用管理責任者の選任の義務化

労働安全衛生規則第12条の6

2024(R6).4.1施行

(保護具着用管理責任者の選任等)

第十二条の六 化学物質管理者を選任した事業者は、**リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは**、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

- 一 保護具の適正な選択に関すること。
- 二 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- 三 保護具の保守管理に関すること。

2 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

3 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第一項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者（基本通達に記載）

- ① 化学物質管理専門家 ② 作業環境管理専門家 ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第1種衛生管理者又衛生工学衛生管理者 ⑤ 衛生関係の作業主任者 ⑥ 安全衛生推進者
- ⑦ 「保護具着用管理責任者教育」受講者（6時間教育）

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口
(テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862

テクノヒル 相談窓口 検索

受付時間 平日10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)
※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

メールでのお問い合わせも受け付けています。
詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>



まとめ

- (1)** 今回の政省令改正は多岐にわたりますが、目的は災害を減らすことにあります。法令を守ることも重要ですが、大事なものは、事業場でどうしたら災害を防止することが出来るのか、安全に仕事が出来るとは何か皆さんで考えることです。
(自主的管理)
- (2)** 事業場内でSDS対象物（危険有害性のあるもの）をどこで使用しているのか確認してください。
- (3)** 使用している物質の性質を確認して対応してください。
- (4)** 今回は化学物質に特化して実施項目を掲げていますが、災害防止の基本は有害性と危険性についてリスクを低減することになります。
- (5)** 皮膚障害や中毒以外に機械への挟まれ、切れこすれ、転倒、やけど等の災害防止についてもこの機会に是非見直してください。
- (6)** 災害防止活動に当たっては役割分担も必要です。管理者、責任者を中心に全員が参加した活動をお願いします。